

**新潟県病院局管理規程第8号**

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)	5種	施設	(略)	5種
	(略) 吉田病院消化器内視鏡センター長 <u>新発田病院教育研修センター長</u>			(略) 吉田病院消化器内視鏡センター長	
	中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種 <u>(局長が別に定める場合には5種)</u>		中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規程は、平成30年4月1日から施行する。